「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向

性(3) RDA本格導入直前の改訂作業について(その2)

和中 幹雄

4. 2012年JSC会議での改訂案の検討(2)

2010 年 6 月の RDA Toolkit 公開後も改訂作業が続けられ、すでに 3 年近くが経過した。 2012 年 4 月には内容に関わる重要な変更に対応する最初の更新 (Update) が行われた。内容の概略は本誌 63 号ですでに紹介した 1)。 さらに 2012 年 11 月 5 日~9 日開催の RDA 開発合同運営委員会 (JSC) 会議において 63 項目にわたる改訂案や将来の課題に関する議論が行われた。この 63 項目のうち、46 項目の内容の概略も同誌 63 号ですでに紹介した 2)。 本論はその続編であり、次の残り 17 項目の概略を紹介する。

- (7) 団体(第11章) 4項目
- (8) 場所 (第16章) 2項目
- (9) RDAエレメント・セット、RDA語彙、オープン・メタデータ・レジストリ、RDA用語 集 8項目
- (10) ISSN 国際センターからの提案 3項目

なお、JSC 文書番号の後に記されている Issues deferred に続く番号は、本誌 61 号の前前稿に掲載した 119 項目の「課題表」 3 の通番を示している。また、最後が Sec final となっている JSC 文書番号の文書は、本稿作成段階での最終案である。

4-7 団体 (第11章)

まず、団体の識別を扱う第 11 章に関わる改訂案の 4 文書を見る前に、第 11 章の全体構成を以下に示す。

全体構成は、目的と範囲(11.0)、団体を識別する一般的ガイドライン(11.1)、団体を識別するエレメント(11.2~11.12)、これらのエレメントを用いて団体を表すアクセスポイントの作成方法(11.13) 4 つの部分からなっている。

<第11章の概要>

第 11 章 団体の識別(Identifying Corporate Bodies)

- 11.0 目的と範囲(Purpose and Scope)
- 11.1 団体を識別する一般的ガイドライン(General Guidelines on Identifying Corporate Bodies) <エレメント>
- 11.2 団体名 (Name of the Corporate Body)
- 11.3 団体に結びついた場所 (Place Associated with the Corporate Body)

- 11.4 団体に結びついた日付 (Date Associated with the Corporate Body)
- 11.5 関係機関 (Associated Institution)
- 11.6 会議等の回次 (Number of a Conference, Etc.)
- 11.7 団体に結びついたその他の名称 (Other Designation Associated with the Corporate Body)
- 11.8 団体の言語 (Language of the Corporate Body)
- 11.9 団体のアドレス (Address of the Corporate Body)
- 11.10 団体の活動分野 (Field of Activity of the Corporate Body)
- 11.11 団体の歴史 (Corporate History)
- 11.12 団体の識別子(Identifier for the Corporate Body)

<アクセスポイントの作成>

11.13 団体を表すアクセスポイントの作成 (Constructing Access Points to Represent Corporate Bodies)

(1) Proposed Revision of RDA Instructions for Government and Non-Government Corporate Bodies (6JSC/ALA/18) (Issues Deferred 78)

団体を識別するエレメントの核となるのが「団体名(11.2)」であり、次の3つの条項で構成されている。

- 11.2.1 基本的な指示 (Basic Instructions on Recording Names of Corporate Bodies)
- 11.2.2 優先団体名 (Preferred Name for the Corporate Body)
- 11.2.3 異形団体名 (Variant Name for the Corporate Body)

アメリカ図書館協会(ALA)からのこの提案文書は、優先団体名の確立に関わる条項 11.2.2 のなかの、団体名の記録について最もむずかしい課題の一つである下部組織と関連 団体(Subordinate and Related Bodies)の優先団体名の確立に関わる条項を再編することを提案するものである。

ALA は、優先団体名の確立に対して適用される原則を識別性(differentiation)と再現性(representation)の二点に求め、これらの原則に照らして、下部組織と関連団体の規定の再検討を行っている。簡単に言えば、資料(resources)に表示されている下部組織名をそのまま優先名とするのが再現性の原則であるが、その原則に従い一般的な用語のみで成り立っている名称(例えば、Research Institute)をそのまま優先団体名とすれば、その名称は識別性を満たすことができないものとなる。このような課題が原則に基づいて再吟味された。

RDA11.2.2 の現行 2010 年版の構成は、AACR2 第 24 章の構成をほぼそのまま継承して 次のようになっている。 11.2.2.1 ~11.2.2.4 : 一般規定 (スコープ、情報源、優先名の選択、優先名の記録)

11.2.2.5 ~11.2.2.6 :優先名をいかに選ぶかを定めた規定

11.2.2.7 ~11.2.2.12: 非政府機関の優先名をいかに記録するかを定めた規定

11.2.2.13~11.2.2.15: 非政府機関の下部組織と関連団体をいかに記録するかを定めた規定

11.2.2.16~11.2.2.17: 合同委員会等をいかに記録するかを定めた特別規定

11.2.2.18~11.2.2.27: 政府機関と官職の優先名をいかに記録するかを定めた規定(政府機関の下部組織と関連団体の規定も含む)

11.2.2.28~11.2.2.31: 宗教団体と聖職の優先名をいかに記録するかを定めた規定(宗教団体の下部組織と関連団体の規定も含む)

これで見ると分かるように、「優先名をいかに記録するかを定めた規定」は、「非政府機関」、「政府機関と官職」および「宗教団体と聖職」の 3 箇所に分散している。分散している一般規定を統合させるというのが、この改訂案の主な内容である。

そのために、改訂は一見して大掛かりなものになったが、内容的には AACR2 からの大きな変更はないと思われる。改訂後の全体構成は次のようにシンプルとなった。

11.2.2.1 ~11.2.2.4 : 一般規定

11.2.2.5 ~11.2.2.6 : 優先名の選び方を定めた規定

11.2.2.7 ~11.2.2.12:優先名をいかに記録するかを定めた規定

11.2.2.13~11.2.2.29: 下部組織と関連団体の優先名をいかに記録するかを定めた規定

11.2.2.13 から 11.2.2.29 までの下部組織と関連団体の優先名をいかに記録するかを定めた規定は以下のとおりであり、内容面では AACR2 と大きな相違はない。(6JSC/ALA/18/Sec final February 2, 2013 参照)

<下部組織と関連団体の優先名をいかに記録するかを定めた規定>

11.2.2.13 一般的ガイドライン (General Guidelines on Recording Names of Subordinate and Related Bodies)

11.2.2.14 従属的に記録する下部組織と関連団体 (Subordinate and Related Bodies Recorded Subordinately)

11.2.2.15 直接または間接の下位区分 (Direct or Indirect Subdivision)

11.2.2.16 合同委員会など (Joint Committees, Commissions, Etc.)

11.2.2.17 米国の政党の州および地方単位に対する慣用名 (Conventionalized Names for State and Local Units of United States Political Parties)

11.2.2.18 官職 (Government Officials)

11.2.2.19 立法機関 (Legislative Bodies)

11.2.2.20 憲法制定会議 (Constitutional Conventions)

11.2.2.21 裁判所 (Courts)

- 11.2.2.22 軍隊 (Armed Forces)
- 11.2.2.23 大使館、領事館など (Embassies, Consulates, Etc.)
- 11.2.2.24 国際機関および政府間機関への代表団 (Delegations to International and Intergovernmental Bodies)
- 11.2.2.25 単一宗教団体の宗教会議など (Councils, Etc., of a Single Religious Body)
- 11.2.2.26 聖職者 (Religious Officials)
- 11.2.2.27 大教区、司教管区、教会会議など (Religious Provinces, Dioceses, Synods, Etc.)
- 11.2.2.28 カトリック教会(ローマ教皇庁)の中央管理機関 (Central Administrative Organs of the Catholic Church (Roman Curia))
- 11.2.2.29 ローマ教皇使節など (Papal Diplomatic Missions)

(2) Revisions to Change of Name of Jurisdiction or Locality (RDA 11.3.3.4) (6JSC/LC/18) (Issues Deferred 85)

団体に結びついた場所に関する規定の中の「11.3.3.4 法域名または所在地名の変更」における「団体の存続中に地方法域名や地理的所在地名が変わった場合、その団体の存続中に用いられる最新の名称を記録する。」という条文に、「以前の名称も記録することができる。」という条文を追加するという改訂案である。任意規定とすることで承認された。(6JSC/LC/18/Sec final January 28, 2013 参照)

(3) Revisions to Date associated with the corporate body (RDA 11.4, 11.4.3, 11.4.4, 0.6.4) (6JSC/LC/11)

団体に結びついた日付に関する規定の見直しである。団体に結びついた日付は、具体的には会議の開催日付(date of conference)、団体の設立日付(date of establishment)および団体の終了日付(date of termination)の3種類を指している。現行の2010年版では、これら3種類の日付はすべてコア・エレメント(必須エレメント)とされているが、同名異団体を識別するための付記事項として、団体の所在地や関連機関名が得られない場合に限って設立日付や終了日付を付記するという、これまでの慣行や11.13.1.5の規定と矛盾する。そのため、会議の開催日付のみをコア・エレメントとし、団体の設立日付や終了日付は、同名異団体を識別する必要がある場合で、所在地や関連機関名などが得られない場合に限定して付与するという、条件付きのコア・エレメントに変更することとした。(6JSC/LC/11/Sec final January 28, 2013参照)

(4) Revision to RDA 11.13.1.8 (Number, date, location, of a conference, etc.) (6JSC/LC/10)

会議の典拠形アクセスポイントにおける回次、開催年、開催地 (Number/date/location) の付記事項について、「単独の会議」 (a single instance of a conference) と「連続して開催される会議」 (a series of conferences) を振り分けて規定するという改訂である。単独

の会議の場合には、回次、開催年、開催地を付記するのを原則とする。開催地が不明な場合等は代わりに機関名を用いる、オンラインの会議では Online と記録するという例外規定を設ける。一方、連続して開催される会議(年次大会等)の場合には、回次、開催年、開催地は付記しないのを原則とする。但し、常に同一場所で開催される会議の場合には、開催地を付記するという任意規定を設ける、というのが改訂の内容である。(6JSC/LC/10/Sec final/rev February 25, 2013 参照)

4-8 場所 (第16章)

「場所」(place)の識別を扱う第16章は、優先地名と異形地名の選択と記録とともに、場所を識別するためのその他の属性を定める章である。「場所」という実体は、「概念」、「物」、「出来事」とともに、FRBRにおいて著作の主題としての実体として定義されている第3グループの実体に属している。しかし、このような意味での実体の属性を規定するまでには至っておらず、団体名の識別要素や付記事項とともに著作や個人を識別する要素としても捉えられているが、AACR2の第23章「地名」の範囲を大きく出るものではない。

(1) Proposed Revision of RDA 16.2.2 (Preferred Name for the Place) (6JSC/ALA/19) (Issues Deferred 86)

優先地名の記録のうち、地名の識別要素(付記事項)として、広域地名をどのように扱うかというのが、改訂の主な内容である。

• Places in Australia, Canada, Malaysia, United States, U.S.S.R., or Yugoslavia(16.2.2.9)

ここに列挙されている連邦国家内の都市名に付記事項を記録する場合には、連邦名ではなく、州名だけを付記するという規定であるが、この条項から「マレーシア」を除くとともに、ソビエト連邦とユーゴスラビアは「旧」(the former) の語を冠する。

- ・Places in the British Isles (16.2.2.10) この条項から Republic of Ireland を除き、項目名を Places in England, Northern Ireland, Scotland, and Wales に改める。
- ・Overseas Territories, Dependencies, Etc. (新設 16.2.2.11)
 Greenland や French Guiana のような海外領土や属領などの優先名の一部として、国名などの広域法域名は記録しないことを明らかにするために、この条項を新設する。また、海外領土や属領内の地名の付記事項は、海外領土や属領などの優先名を用いることも明らかにする (例: Papeete (French Polynesia)とし、Papeete (France)や Papeete (French Polynesia, France)とはしない)。
- ・Places in Other Jurisdictions (現行 16.2.2.11→16.2.2.12) 上記 16.2.2.9 以外の法域内の地名は国名を付記事項とするが、国名だけではなく州名を も記録する別法を用意する (例: Aba Zangzu Qiangzu Zizhizhou (Sichuan Sheng,

China); Ipoh (Perak, Malaysia)など)。(6JSC/ALA/19/Sec final/rev March 2, 2013 参照) 以上が改訂内容の概略であるが、付記事項として追加されたりする国や連邦などの広域地域を独立した実体として扱わずに、識別を目的とした限定子(付記事項)としてのみ扱っていることから明らかなように、現段階の第 16 章は、AACR2 の第 23 章の範囲を大きく出るものではない。ALA はこの提案文書の末尾に、都市、国、連邦などをそれぞれ独立した実体として定義し、それらの間を階層的に関連付ける方向での将来の改訂の必要性に言及している。

(2) Initial Articles in Place Names (RDA 16.2.2.3) (6JSC/ALA/9)

2012年4月の更新において、著作名、個人名、および団体名の優先名については、冒頭の冠詞は、原則としてそのままを優先名として使用し、旧来からの継続性が必要な場合を考慮して、冒頭の冠詞の省略を「別法」とする規定に改訂されたことは前述した4が、積み残しになっていた優先地名における冒頭の冠詞についても、同様の改訂を行おうとするものである。具体的には、「16.2.2.4 優先地名の記録」の「16.2.2.8-16.2.2.13 に別段の規定がない限り、名称の選択する場合に使用する地名事典やその他の参考文献に最も一般的に見られる形式の地名を記録する。」という規定に続けて、「優先地名を記録するときは、冒頭の冠詞があればそれを含める」という規定を加えるとともに、「冠詞のもとにアクセスしない地名の場合には冒頭の冠詞を省略する」という別法も用意するという改訂である。

(6JSC/ALA/9/Sec final/2 March 2, 2013 参照)

<本則の例>

The Dalles

Los Angeles

al-Ghardaqah

Y Bala

The Hague

<別法の例>

Dalles

not The Dalles

Ghardaqah

not al-Ghardagah

Hague

not The Hague

4-9 RDA エレメント・セット、RDA 語彙、オープン・メタデータ・レジストリ、RDA 用語集

RDA の改訂作業は、これまで紹介してきた旧来型の目録規則の規定の整備だけではなく、

目録規則で定義されたエレメントや語彙をウェブ世界で利用が可能となるように、Linked Data としてオープン・メタデータ・レジストリ(Open Metadata Registry: OMR) に登録 する作業も同時に進められている。

2013 年 3 月末日段階で、6 種類の RDA エレメント・セット (RDA Element Sets) が OMR に登録され、そのステータスはすべて提案 (New-Proposed) 段階であるが、47 種類 の RDA 語彙 (RDA Vocabularies) のうち、ステータスが published となっている語彙が 23 種類ある 5%

2012年11月のJSC会議における討議文書として提出された、エレメント・セットやRDA 語彙に関わる以下の6つの文書(JSC事務局から提出された文書は省略)は、RDA 用語定 義等を除くと、目録規則の条文自体の改訂に直接関わるものではないので、その詳細は別 途論じることとして、ここでは、それらの文書の概要の紹介に留める。

- (1) RDA vocabularies: miscellaneous issues (6JSC/ALA rep/4)
- (2) References in the RDA Glossary and the RDA namespace (6JSC/ALA rep/5) この二つの文書は、JSC の ALA 代表である John Attig 氏から提出された文書である。

(1)は、OMR に RDA 語彙を登録するにあたっての 10 の雑多な課題を要約した文書であるが、それらのほとんどは以前から提起されている課題であり、そのうちのいくつかは解決済みである。例えば、次のような課題である。

- ・RDA 語彙に登録する用語は単数形と複数形の両者を認めるかどうか。単数形のみを登録 することとする。複数形などの言語変種は、ラベルの特別なクラスとして扱う。
- ・RDA には、当該エレメントとは異なる語彙の用語を使用するように求める条項がある。 例えば、数量 (extent) エレメントにおけるキャリア種別 (Carrier Type) の語彙の使用 (1 microfilm cassette) がその例である。このような場合には、一つの用語 (例: microfilm cassette) を二つの語彙に重複登録することを認めることとした。
- ・approximately, folded, incomplete, unnumbered のように、数量表示における断片的な用語は登録すべきではないのではないか。
- ・数量 (extent) エレメント (3.4) の sub-types として、Extent of Cartographic Resource (3.4.2) や Extent of Notated Music (3.4.3) や Extent of Still Image (3.4.4) や Extent of Text (3.4.5) などの条項がある。これらを一つの語彙として扱うかそれぞれ独立した 語彙として扱うか。

(2)の文書は、RDA 用語集 (RDA Glossary) における参照表示に関するものである。RDA Toolkit では see 参照と see also 参照の区別を行っていない。冊子体のように、両者を区別 すべきではないかという提案である。JSC 会議の議論の結果、両者は区別しないこととした。一方、変更する用語や上位語下位語の参照を適宜行い、関連語の相違を示すスコープ ノートを作成することとした 60。

- (3) Machine-actionability and interoperability of RDA value vocabularies (6JSC/CILIP rep/1)
- (4) RDF representation of RDA relationship designators: discussion paper (6JSC/CILIP rep/2)

この二つの文書は、英国の図書館・情報専門家協会(CILIP)が提出した討議用資料である。

(3)には、RDA 値語彙(RDA Value Vocabularies)の機械可読性と相互運用性の改善のために、RDA 値語彙と RDA/ONIX フレームワーク つとの関連に関する最新状態のドキュメントの刊行、RDA/ONIX フレームワークの RDF 表現、語彙の用語法や意味論の相互運用性の改善に向けた分析をさらに推し進めるために RDA/ONIX フレームワークについての管理開発グループを設置すること、などが勧告されている。

RDA は実体の属性(エレメント)を明確に定義づけるとともに、それら実体間の関連を明らかにすることを重視している。これらの関連は典拠データによる関連付けの他に、4種類の付録 I、J、K、L を用意し、関連をカテゴリー化した 4種類の関連指示子(relationship designator)を定義づけて詳細な関連の種別を管理しようとしている。付録 I は「資料と個人・家・団体の間の関連」で、役割表示をカテゴリー化したものである。付録 J は、「著作、表現形、体現形、個別資料間の関連」、付録 K は「個人・家・団体間の関連」である。さらに未着手ではあるが、付録 L 「概念、物、出来事、場所の間の関連」の作成を想定している。

これらの関連指示子をエレメント・セット(RDF properties)として表現するか、値語彙(value vocabularies)として表現するかは重要な選択であり、この課題を扱っているのが(4)の文書である。11の勧告が提示されたが、JSC会議で次の勧告が承認された8。

- ・現在進めているエレメント・セット (RDF properties) による表現を続ける。
- ・URIs に使用する名称に一貫性を持たせ、RDA のブランドを含める。
- ・個人、家、団体に一括参照するスーパー・クラスとして Agent を追加する。
- ・関連指示子を RDF classes としては表現しない。 重要な提案としては、関連指示子のプロパティのラベルを名詞ではなく動詞句(例えば、 Has Author/Is Author of) に変更する勧告もある。
- (5) Mapping of ISBD Area 0 vocabularies to RDA/ONIX Framework vocabularies as

of the ISBD/RDA alignment (6JSC/ISBD/Discussion/2 (and Mapping))

(6) Alignment of the ISBD element set with RDA element set – RDA, Appendix D.1 (6JSC/ISBD/Discussion/1 (and Alignment))

この二つの文書は、国際図書館連盟(IFLA)の ISBD レビュー・グループから提出されたもので、2011 年 11 月にグラスゴーで開催された JSC と ISBD RG と ISSN Network の 三者で開催された Harmonization Meeting における合意 ⁹に基づいて提出された討議用資

料である。

(5)は、ISBD 統合版におけるエリア 0 の語彙と RDA の Content Type、Media Type、Carrier Type とのマッピングであり、(6)は、ISBD エレメント・セットと RDA エレメント・セットのマッピングである。前者については、RDA/ONIX フレームワークの語彙をハブとして、それぞれをこのハブにマッピングさせる、後者については直接マッピングさせるということになった。

4-10 ISSN 国際センターからの提案

「RDA 戦略計画 2005-2009」には、RDA の長期的な目標の 2 番目に「国際的に確立した原則および標準と一致している」ことが掲げられていた 10)。具体的には ISBD や ISSN のコミュニティとの調整が重要な課題となっている。ISSN 関係者との調整課題として、完全形のタイトルと頭字語やイニシアルのタイトルがある場合の記録方法(2.3.2.5, exception)、およびシリーズの ISSN の記録の情報源(2.12.8 and 2.12.16)についての改訂を本誌前号掲載論文において紹介した 11)。ここでは、逐次刊行物(serials)や更新資料(integrating resources)の書誌レコードを新規に作成する条件について、ISBD および ISSN マニュアルとの整合性をめぐる ISSN 国際センターから提出された三つの文書を紹介する。

(1) Revision of RDA 1.6.2.2, and RDA 3.1.6.1 regarding change in media type of serials (6JSC/ISSN/1) (Issues Deferred 1)

ISSN マニュアルによると、新しい ISSN 付与を必要とする逐次刊行物の変更として、重要なタイトルの変更(major change)とともに、物理的媒体(physical medium)の変更を挙げている $^{12)}$ 。例えば、紙媒体の雑誌が電子ジャーナルに変更された場合がその典型例である。新しい ISSN の付与は、その ISSN に対応する書誌レコードを新規に作成することを前提としている。

同様に ISBD 統合版においても、新たな記述を必要とする逐次刊行物の変更として、本タイトルの重要な変更 (A.2.6.1) とともに、その他の重要な変更 (A.2.6.2) の中に、物理的媒体の変更を挙げ、紙媒体からマイクロフィッシュへの変更、3.5 インチのコンピュータ・ディスクから CD-ROM への変更を例示している ¹³⁾。

RDAではどうか。1.6.2.2 において、「逐次刊行物のメディア種別(media type)(3.2 参照)に変更がある場合には新たな記述を作成する」と規定している。3.1.6.1 においては、「複数部分からなるモノグラフ(Multipart Monographs)と逐次刊行物については、連続した号または部編のメディア種別に変更がある場合には、新たな記述を作成する」という規定に続いて、「キャリア種別またはキャリアのその他の特性に変更がある場合には、変更のあった(または新たな)特性をそれらのエレメントの規定に従って記録する。識別または選択にとって重要と見なされる場合には注記する」と規定されていて、メディア種別で

はなく、キャリア種別の変更の場合には、新たな記述を作成しないこととなっている。

RDA によると、紙媒体の雑誌から電子ジャーナルへの変更は、メディア種別が unmediated から computer に変更されるので、ISBD や ISSN と同様に、書誌レコードを 新規に作成することになる。一方、CD-ROM の雑誌からオンライン・ジャーナルに変更に なった場合には、両者ともメディア種別は computer であり、メディア種別に変更はないた め書誌レコードを新規に作成しないことになり、ISSN との齟齬が生じる。そのため、 computer というメディア種別を有形(tangible)の media と無形(intangible)のメディアに類別し、「逐次刊行物のキャリア種別に関して、他のコンピュータ・キャリアからオンライン・リソースへ(あるいはその逆へ)変更がある場合には新たな記述を作成する」と いう条文を RDA1.6.2.2 (Change in Media Type of a Serial)と 3.1.6.1 (Multipart Monographs and Serials)に追加することにより、このような齟齬を回避することになった。 (6JSC/ISSN/1/Sec final January 28, 2013 参照)

(2) Discussion paper: Serials and changes in mode of issuance - is a new description always needed? (6JSC/ISSN/3)

ISSN 国際センターから提出された第二の文書は、刊行方式(mode of issuance)の変更が新たな記述を常に要求するかをめぐっての討議用資料である。

RDA の 1.6.2.1 (Change in Mode of Issuance of a Serial)や 1.6.3.1 (Change in Mode of Issuance of an Integrating Resource) では、逐次刊行物が複数部分からなるモノグラフまたは更新資料へ変更される(あるいはその逆の)場合、更新資料が複数部分からなるモノグラフまたは逐次刊行物へ変更される(あるいはその逆の)場合、新たな記述を作成するという規定となっている。しかし、ISBD や ISSN にはそのような刊行方式の変更に関わる規定はない。この文書は討議用文書であり、具体的な改訂案は示していないが、重要なタイトルの変更も媒体の変更もないにもかかわらず、逐次刊行物の刊行頻度の変更や更新資料への変更だけで新たな書誌レコードを作成することは、出版者にとってもエンド・ユーザーにとっても納得は得られないであろうというのが ISSN 国際センターの立場である。これを受けて、JSC の各国メンバーもそれぞれ意見を表明しているが、多くはこの提案に賛同している。(6JSC/ISSN/3/JSC response February 21, 2013 参照)

近々具体的な改訂案が出てくる可能性があるが、この文書にはもう一つの論点がある。 それは集合的実体(aggregates)と呼ばれる実体の概念モデルに関わるものである。

RDA では刊行方式は体現形の属性となっている(2.13)。しかし、FRBR には「刊行方式」の用語はないが、類似する属性として「表現形の拡張性」(Extensibility of Expression)、「表現形の改訂性」(Revisability of Expression)、「番号付けの類型(逐次刊行物)」(Sequencing pattern)、「想定発行周期(逐次刊行物)」(Expected regularity of issue)、「想定発行頻度(逐次刊行物)」(Expected frequency of issue)があり、それらはすべて表現形の属性となっている。このような FRBR との齟齬をどのように捉えるべきかという問

題提起である。

IFLA FRBR Review Group の中に設置された Working Group on Aggregates の最終報告書は、逐次刊行物も更新資料も複数部分からなるモノグラフも集合的実体としての体現形として捉えている ¹⁴⁾。しかし、この報告書には、逐次刊行物についての例示も時間とともに生じる変更についての言及もない。そのため当然、刊行方式の変更に関わる言及もない。この点についての検討が必要となっている。

(3) Major title changes for serials in Chinese, Japanese and Korean (RDA 2.3.2.13.1, ISBD A.2.6.1 and ISSN 2.3.1), discussion paper about the "first five words" rule (6JSC/ISSN/2)

RDA、ISBD、ISSN のいずれにおいても、逐次刊行物のタイトルの「最初の五語」に変更があった場合には、重要な変更とみなし、新たに書誌レコードを作成するという共通のルールが存在している。これは、逐次刊行物のタイトルの変更の扱いについての国際的な標準化を推進させた面があるが、このようなルールに適合しない言語があるというのがこの討議用文書の問題提起である。

このようなルールに適合しない言語とは CJK と総称される中国語と日本語と朝鮮語であり、この問題提起を最初に行ったのは、2006 年にソウルで開催された第 4 回国際目録規則に関する IFLA 専門家会議(IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code、以下 IME ICC)での日本目録委員会であった。永田治樹目録委員長(当時)は次のように述べている 15。

逐次性については、NCR87R3 において、基本的に ISBD (CR) に整合している。なお、ISBD(CR)のタイトルに関する規定は、言語的に相容れない部分 (分かち書きや重要語の位置など) があり、日本語タイトルの扱いの条項を設定している。

その後、2008年と2009年のISSNセンター長会議、および前述した2011年11月のJSCとISBD RGとISSN Networkの三者のHarmonization Meetingでも、同様の問題提起がなされてきた。これらの提起を受けた問題提起であるが、語(words)の機械的なカウントではなく、語の種類を機能語(function words)ないし補助エレメント(ancillary elements)と内容語(content words)ないし内容エレメント(content elements)に分ける考え方の導入を提案している。

日本語には、読みのプロセスで生じる人工的な分かち書きを除いて、語(word)単位での分かち書きの習慣がない。一方、朝鮮語のハングルは語と語の間にスペースを使用することができるが、逐次刊行物のタイトルの多くが五語以内からなっていて、タイトル全体の意味の変更に影響しているかどうかが主な判断基準となっている。中国語の文法も、ISSNの現行のルールにある軽微な変更と見なす条件の一つである「(d) 変更が、タイトル中に

ある冠詞、前置詞、接続詞の追加、削除、変更である場合」に述べられている文法カテゴリーとは合致しない。このように、CJK の三者には相違があるものの、現行ルールとは異なる手法を用いた運用を三者とも行っているのが実情である。

以上の検討を行った上で、ISSN 国際センターは、次の改訂案を提示して、実施テストを 行うことを提案している。

<現行の ISSN Manual>

2.3.1 Major changes in title proper of continuing resources

A new ISSN and a new key title are required in cases of major changes in the title proper. The following are to be considered major changes:

(a) when the addition, deletion, change or reordering of any word occurs within the first five words (the first six words if the title begins with an article) of the title proper, except as indicated below (see 2.4.1);

<改訂案>

(xxx) when the addition, deletion, change or reordering of any <u>content</u> word/ <u>content</u> element occurs anywhere in the title proper....".

5. 最後に

RDA Toolkit が公開された 2010 年 6 月の翌月から 2011 年 3 月まで、RDA テストが実施され、その後 2 年にわたって、さまざまな改訂案の検討が行われてきた。2012 年 11 月の JSC 会議での検討結果を反映した、内容に関わる重要な変更に対応する 2 度目の RDA 更新は、RDA の実運用が開始される 2013 年 4 月に行われる予定であった 16 0。しかし 2013 年 4 月 2 日に更新日程の変更が公表された 17 0。それによると、RDA テストの結果報告で勧告されていた「18 か月以内に明瞭で、曖昧でなく平易な英語で規則を書き換える」作業の成果を反映した条文を反映した更新とともに、フランス語版とドイツ語版のリリースが 5 月に行われる予定であり、当初 4 月を予定していた改訂案を反映した更新は 7 月にずれ込むことになった。

2009年8月5日に公表された"Issues deferred until after the first release of RDA"と題された文書 5JSC/Sec/6/Rev には 119 項目の課題が列挙されている ¹⁸⁾。しかしながら、これら 119 項目のうち、2012年4月の最初の更新と 2013年7月に更新を予定している改訂案に直接対応する課題は合計 20 項目を数えるに過ぎない。もちろん、残り 99 項目のうち、各メンバー機関により優先度が低い(Low Priority)とされた項目が 40 あるが、それにしても、60 項目ほどが未解決のままであると言える。また、2012年11月の JSC 会議で却下され再検討することになった提案もかなりあり、提案までには具体化していない討議用資料で扱われている課題も多数存在している。その中には課題表に掲載されていない項目も数多い。今後も数多くの改訂案の提示と検討が、日常運用と並行しながら行われてゆくも

のと思われる。

今後の中心的な課題となると筆者が考えるものをいくつか挙げておきたい。

第一は、FRBRの概念モデル自体に関わる課題である。例えば、上記 4-10(2)の ISSN 国際センターから提出された刊行方式の変更が新たな記述を常に要求するかをめぐっての討議用資料に現われているように、時間とともに生じる変更や集合的実体(Aggregates)をどのように捉え、どのようにそれを目録規則に取り入れるかという課題である。

第二は、目録の Linked Data 化に関わる課題である。例えば、European RDA Interest Group (EURIG) から提案された表現形の日付の種別の記録(4-5(1))や表現形の言語の記録への限定語の付加(4-5(2))の提案は却下された。これは、新エレメントや限定語句を避け、エレメントのサブタイプとして RDA Element Set に登録する方向性を示している。数量と大きさにおける Aspect—Unit—Quantity モデル(4-2(1))もその一例である。

第三は、検討が遅れている音楽作品の表現形に関わる課題である。

第四は、「4-8 場所」で述べたように、FRBRにおいて著作の主題としての実体として定義されている第3グループの実体の規定である。都市、国、連邦などをそれぞれ独立した 実体として定義し、それらの間を階層的に関連付ける方向性が示されている。

最後に、「「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性」についてという3回分の共通タイトルに注釈を加えた上で、この3回にわたる拙い報告を終了することとしたい。

「RDA の方向性」は、一言で言えば、「図書館所蔵資料の目録作成のためのツールから情報資源発見のためのツールへ」となろう。しかし、ここで注釈を加えたいのはそのことではなく、「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」の部分である。これは JSC が 2010 年 6 月に決定できなかった課題であるが、それから 3 年近くを経過しても、多くの課題は未解決のままである。これは当初から予想されたことである。目録のあり方、図書館のあり方、社会のあり方が大きく変貌しようとしている。これらの課題に注目したのは、解決できそうにない「歪み」の中にこそ、変貌しようとしている目録や図書館や社会の姿が垣間見られるのではないかと秘かに考えたからである。

筆者は、これらの「歪み」を求めて、本誌 61 号以来、言わば記者の目でウォッチしてきた。ウォッチの仕方はきわめて表層的ではあったが、その「歪み」の痕跡を少しでも残せたならば、当初の目的は達成したことになる。改訂に関わる個別情報も含めて、なんらかの参考にしていただきたい。

注(アクセス目:2013/03/29)

1) 和中幹雄「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」から見る RDA の方向性 (2) RDA 本格導入直前の 改訂作業について (その 1)」『資料組織化研究-e』No. 63, 2013.2, p. 12-18

http://kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/637/578>

- 2) 前掲 1), p. 19-30
- 3) 和中幹雄「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」から見る RDA の方向性(1)「転記の原則」をめぐって」『資料組織化研究・e』No. 61, 2011.10, p. 10-30
 - http://kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/209/207
- 4) 前掲 1), p. 13
- 5) The RDA (Resource Description and Access) Vocabularies http://rdvocab.info/
- 6) Resource Description and Access: ALA Rep notesによる。
 http://www.personal.psu.edu/jxa16/blogs/resource_description_and_access_ala_rep_notes/
- 7) RDA/ONIX フレームワークとは、2005 年に AACR 開発合同運営委員会と英国の出版業界との協力で作成された resource content と resource carriers の属性定義とカテゴリー化を行い、2006 年 8 月に Released August 1 として公開された RDA/ONIX Framework for Resource Categorization を指している。 http://www.loc.gov/marc/marbi/2007/5chair10.pdf
- 8) 前掲 6)による。
- 9) Joint Steering Committee for Development of RDA, IFLA ISBD Review Group, ISSN Network Harmonization Meeting, 3-4 November 2011, Glasgow, UK. ISBD / ISSN Outcomes. http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/isbdrg/JSC ISBD ISSN Outcomesfinal.pdf>
- 10) 5JSC/Strategic/1/Rev/2 1 November 2007 (Strategic plan for RDA 2005-2009) http://www.rda-jsc.org/docs/5strategic1rev2.pdf
- 11) 前掲 1), p. 20-21
- 12) ISSN manual cataloguing part. January 2009.
 - <http://www.issn.org/files/issn/Documentation/Manuels/ISSN-MANUAL_JAN09.pdf>
 ISSN manual cataloging part. January 2009. 日本語訳
 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/issn/ISSNmanual.pdf>
- 13) ISBD. Consolidated ed. De Gruyter Saur, c2011. p. 4-5.
- 14) IFLA FRBR Review Group. Working Group on Aggregates. Final Report of the Working Group on Aggregates, September 12, 2011.
- 15) 永田治樹(日本図書館協会目録委員会委員長)「日本目録規則(NCR)と国際目録原則:類似と相違」 http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_15_Jap.pdf

(わなか みきお 大阪学院大学) (2013年4月14日 受理)